

不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見書

2017年（平成29年）1月20日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 不動産登記規則を改正して「法定相続情報証明制度」（以下「本制度」という。）を新設することにより、相続登記の促進を図るという不動産登記規則の一部改正目的自体に異論はない。
- 2 しかし、不動産登記規則の一部改正（案）（以下「本改正案」という。）で示された本制度においては、本制度をより利用しやすくし、相続登記促進の効果を上げ、更に各種の相続手続においても活用し得るようにするために、次の(1)ないし(3)についての改善及び(4)ないし(6)についての検討が行われるべきである。
 - (1) 法定相続情報一覧図の写しの交付の申請を可能とする場合としては、当該情報に係る保管等の申出人（以下「申出人」という。）が申出時点の交付又は再交付を求めるときに限定せず、少なくとも本改正案で申出人として認められている者は、広く法定相続情報一覧図の写しの交付を得られるようにすること。
 - (2) (1)の前提として、保管等の申出先については、被相続人の本籍地又は住民票上の最後の住所地を管轄する登記所に限定するなど、専属的な管轄を定めておくこと。
 - (3) (1)の前提として、先にされた保管等申出の情報を、容易に調査・検索できるシステムを整備しておくこと。
 - (4) 申出人及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申請権者の範囲は、法定相続人及び再転相続人に制限せず、法令上戸除籍謄本等の交付申請等ができる者も加えることを検討すること。
 - (5) 法定相続情報一覧図の任意的記載事項として被相続人及び相続人の本籍を加えることも検討すること。
 - (6) 本制度の創設によって、誤った相続手続を生じさせるおそれがないか、証明書自体及び保管等申出に際して提出を求める裏付資料の有効期間を定めておく必要がないかについても検討すること。また、法定相続情報一覧図に誤りが発見された場合や、相続発生後に推定相続人の廃除や死後認知等によつ

て法定相続情報に変更があった場合など、先行する申出に係る法定相続情報一覧図の訂正・変更の必要が生じた場合の手当についても検討すること。

3 相続登記促進のためには、一般市民の登記申請についての動機付け（メリット・デメリット等）や周知措置、関連士業へのアクセスの改善、登記費用のコスト負担の問題等、更に総合的な解決策が検討されるべきである。

第2 意見の理由

1 本制度の創設趣旨と制度概要

本制度は、現在の相続手続においては、①相続人が、被相続人が生まれてから（少なくとも生殖可能年齢とされる8歳頃から）死亡するまで及び被相続人と相続人との結びつきや相続人が生存していることなどについての戸籍関係書類並びに相続人の住民票等一式を全て揃えて、相続手続の都度、登記所や金融機関等に提出しなければならず、煩雑であること、②相続手続を受け付ける登記所や金融機関等においても、戸籍関係書類等一式を読み解いて相続人を特定することや、書類が足りない場合に再提出を相続人に求めることなどに多くの手間がかかるなどの問題点があることから、相続関係書類一式を提出する手段に代わるものとして、法定相続情報証明制度（仮称）という簡易な方法を創設し、もって相続登記の促進の施策の一つとすることを創設趣旨としている。

そして、本制度は、申出人が作成した法定相続関係を記載した書面（法定相続情報一覧図）の内容が、申出人の提出に係る戸籍関係書類等一式によって確認した法定相続情報の内容と合致していることを登記官が確認したときには、当該申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文言を付した書類（法定相続情報一覧図の写し）を交付し、当該書類をもって、戸籍関係書類等一式に代わる機能を持たせることを企図している。

なお、本意見募集の「第1 改正の趣旨」は、本制度創設の趣旨を「相続登記を促進するため」としているが、改正規則247条1項は、法定相続情報一覧図の保管等の申出は「当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるとき」にすることができるとして、相続に起因する登記以外の手続のために必要な場合も含めており、また、保管等の申出は被相続人が不動産を所有していないなくても行うことができるとしている。さらに、本意見募集の「第1 改正の趣旨」が制度のイメージとして参照する別添「法定相続証明情報制度の手続の流れ（イメージ）」では、「③各種の相続手続への利用」として、「戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能になる」と記載され、登記所

だけではなく銀行や保険会社などに提出するイメージ図が記載されている。こうしたことからすれば、本制度は、登記所における相続登記だけではなく、銀行や保険会社等における相続手続にも広く利用されることが想定されており、本制度の検討に際しても、こうした制度のイメージを前提として検討する必要がある。

2 本改正案で示された本制度につき、改善や更なる検討を要する点について

(1) 法定相続情報一覧図の写しの交付が認められる場合について

本改正案は、申出のあった法定相続情報一覧図の写しの交付を受けられる場合を、当該情報に係る申出人が申出時点で受ける場合と再交付の申請をした場合に限定している。

しかし、交付の申請権者を当該情報に係る申出人に限定してしまうと、申出人が、複数の地域にある不動産の相続登記を申請する際に、相続登記手続を終了した登記所から戸籍関係書類等一式の原本還付を受けて別の登記所に再提出しなければならないという手間を省くだけの便宜を図ることにしかならず、他の法定相続人は、各自が戸籍関係書類等一式を揃えて個別に本制度の申出を別途行わなければならなくなる。これでは、本制度の効果が極めて限定的なものとなり、制度創設の趣旨にそぐわない。

相続登記をはじめとする各種の相続手続の便宜を図るのであれば、少なくとも保管等の申出権を有する者は、既に他の申出人によってされている保管等の申出に係るものについても、広く法定相続情報一覧図の写しの交付を得られるようにすべきである。

(2) 保管等の申出先について

本改正案では、保管等の申出は、①被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、②申出人の住所地、又は③被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してするとされている。

しかし、そうした場合、同一の相続について、複数の法務局等が管轄を有することになり、異なった（ときには矛盾した）証明情報の併存を招くことになる。裁判手続においては、相続に関係する事件は「被相続人の最後の住所地」（相続開始地）を管轄とする基準が定められているが、これは、同一の被相続人については一つの裁判所が専属管轄を有することとし、相続放棄申述の有無等を含め関連情報を確実に把握・確認できる便宜を図ってのことである。

あり、同様の発想が本制度においても必要である。とりわけ、上記②の管轄まで認めると、保管等の申出履歴についてオンラインで最新情報が共有されるようなシステムが構築されない状況のもとでは、申出時点での相続人全員の住所地を管轄する登記所すべてに照会しなければ、先行する申出の有無・内容を確認できず、現実には、別の登記所において再度の保管等の申出をするほかなくなり、他方で、過去に申出があった事実を看過した無用な再申出が認められることにもなる。さらに、③の管轄まで認めると、所有不動産の所在場所が広範囲にわたる場合についても同様となる。こうしたことでは、本制度の目的が十分に達せられない。

なお、直接法務局等に出向くのであれば、管轄登記所は多いほうが便宜ではあるが、郵送による申出を認めるのであれば、管轄登記所を複数認める必要性はあまりないはずである。

よって、オンラインによる情報共有システムの構築を図ることとし、少なくともそれが構築されるまでの間は、申出先を被相続人の本籍地又は住民票上の最後の住所地などに限定して専属的な管轄を定めておくことが望ましい。

(3) 先にされた保管等情報を容易に知ることができるようにするための方策について

(1)の前提として、(2)の管轄登記所の問題に限らず、先にされた保管等申出の情報を、容易に調査・検索できるような手段を整えておくべきである。これが容易にできず、あるいは先に申出がされていたことに気付かれない状況下で、改めて戸籍等関係書類一式の収集がされてしまうことは無駄であり、本制度創設の目的が大幅に減殺されてしまう。共同相続の関係にある相続人間であっても、相続人の代表者が登記手続等を一括して行うとか、相続手続に関する情報が相続人内部で共有されているとは限らず、むしろ、相続人間で相続紛争が熾烈になっている場合や、もともと相続人間での交流がなく連絡先も不明である場合など、現実には多様な事案が存在する。こうした状況を踏まえ、一度申出がされた法定相続情報一覧図の保管等情報を容易に知り得るシステムの整備が望まれる。

(4) 「申出人」の範囲について

本改正案では、申出人を、被相続人の法定相続人及び再転相続人並びにそれらの代理人だけに限っている。

しかし、相続情報を必要とするのは、法定相続人及び再転相続人に限らず、被相続人、相続人又は相続財産等に関わりを有する一切の者に及び得る。そ

そもそも、戸除籍等は、個人情報（プライバシー）の保護に留意されつつも、法定相続人等一定範囲の親族に限らず、自己の権利を行使するためにその記載事項を確認する必要がある場合など、これを利用する正当な理由がある場合には、その理由を示して謄抄本の交付ないし証明申請等が可能とされており（戸籍法10条の2第1項、2項）、住民票及び戸籍附票に関するものも同様である（住民基本台帳法12条の3第1項、12条の2第1項）。法定相続情報一覧図が戸除籍等一式に代わるものであり、保管等の申出に際しては戸除籍等を提出して行う必要があることからすれば、戸除籍等の交付申請等が可能な者をことさら申出人の対象から排除する必要性は低く、これらの者による申出を認めて差し支えないと思われる。このように考えた場合、1で指摘した観点からは、戸除籍等の交付申請等が可能な者について、先行する申出に係る法定相続情報一覧図の写しの交付申請も認めるべきと考えられる。

もっとも、法定相続人や再転相続人とは異なり、戸除籍等の交付申請等が可能な者の範囲は広く、その外縁は必ずしも明確ではない。法定相続情報一覧図の写しには法定相続人全員の個人情報が一覧性をもって表示され、内容の具体性はともかく、物理的には戸除籍謄本等よりも個人情報の流出が容易であることも考慮すると、自ら戸除籍等を収集する必要がある申出とは異なり、先行する申出を利用して簡易に法定相続情報一覧図の写しを取得することができる交付申請についてまで広く戸除籍等の交付申請等が可能な者に認めてよいかについては、センシティブ情報の扱い方として議論が分かれ得るところとも思われる。よって、交付申請者を広く認める場合には、職務上請求が一般人よりも広く認められる士業者の範囲に限ることや、目的外使用（なお、相続関係訴訟等で書証として用いるなど、相続手続に関する事例では、目的の範囲内と考えられる。）その他の情報漏洩についての制裁等の規定を設けることも検討しておくべきである。

よって、本制度が、相続登記だけでなく各種の相続手続において利用されることも期待されていることを踏まえ、保管等の申出人に戸除籍等の交付申請等が可能な者を加えることや、更にこうした者らにも先行する申出に係る法定相続情報一覧図の写しの交付申請まで認めるべきか等について、さらに検討すべきと考える。

(5) 法定相続情報一覧図への本籍や住所の記載について

本改正案では、被相続人及び相続人の本籍は法定相続情報一覧図の記載事項とされておらず、相続人の住所のように任意的記載事項ともされていない。

しかし、法定相続情報一覧図に本籍の記載がない場合、各種相続手続においてこれらの情報が必要な場合には、改めて戸除籍等の収集・提出を余儀なくされることになる。本制度が相続登記だけでなく、各種の相続手続において利用されることも期待されていることからすれば、法定相続情報一覧図に本籍を記載することも認められるべきである。

もっとも、利用される相続手続は多種多様であり、必要とされる情報も手続によって異なるため本籍を必要的記載事項とまですべき理由はなく、そもそも戸籍を有しない者等も存在するため、被相続人等を特定の上で支障がなければ、相続人の住所と同様に任意的記載事項とすることが相当である。

なお、任意的記載事項とした場合も、本籍や住所を記載することが後の相続手続においてどのような意味を持つのかについて、利用者に対して十分に情報提供される必要がある。また、法定相続情報一覧図の記載と後の相続手続における必要書類の関係については、相続手続に関する金融機関、保険会社等との間で十分な協議が必要と思われる。本制度の創設に際しては、このような関係機関との調整を十分に行った上で、利用者に対する適切な情報提供がされるべきである。

(6) 法定相続情報の認証（証明）文言について

法定相続情報一覧図の写しを交付するとだけ規定されているところ、「当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。」という認証文言が予定されていると思われるが、それだけでは提出先において証明の内容を把握しにくいので、この制度の有効活用のためには、「その認証時点で提出された戸除籍類によって認められる法定相続関係である。」旨を認証するなど、その文言を更に検討するべきである。

(7) 有効期間の定めや事後的な訂正等の手当について

本改正案では、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は作成の年の翌年から5年間とされているが、写し自体の証明書としての有効期間は規則自体では定められていないため、仮に何十年も前の証明であっても当然には証明の効果は失われず、相続登記以外の場面では、金融機関等提出先の個別の判断に委ねているものと考えられる。また、本改正案では、裏付資料となる戸除籍類についても、特に有効期間の定めをしていないが、これは、現在の相続登記の実務に合わせたものと考えられるものの、金融機関等によっては3か月以内に発行されたものを要求することも多い実情にある。

ところで、本制度は、戸除籍等の還付と再提出、その都度の登記官等の確

認等の手間を省くことを企図するものである。しかし、現在の相続手続は、必ずしも同じ戸除籍類の使い回しの方法だけではなく、上記金融機関対応等のため、必要になった都度、新たに取り直したものと提出して内容の確認を受け直されている事案もある。また、裏付資料としての戸除籍等が、提出時点で既に最新の身分関係の変動を反映していなかったものである場合や、後の推定相続人の廃除や死後認知等により身分関係が変動している場合もある。さらに、本制度により、登記官の見落とし等により誤記や脱漏のある写しについて証明がされてしまう事態もありえないとは言い切れないだけでなく、申出時点より後に相続関係に変動が生じているのにもかかわらず、作成後最長6年間近く保存されることになるつづり込帳に基づいて、申出時点の情報に基づき（再）交付をすることも想定されている。

これらのことからすると、正確な相続関係に沿わない証明がされたり、こうした誤った証明が長期間にわたりそのまま通用してしまうことにより、誤った相続手続がとられる事態が現在よりも増える危惧を感じる。また、提出先がまちまちに有効期間についての定めをすれば、仮に手数料が無料であっても、結果的に無用な（再）交付の申請を招くことにもなる。

一方、法定相続情報一覧図の写しからは、当該一覧図の保管等申出の際に提出された裏付資料の発行時期などを知ることができず、どの時点の法定相続情報を記載したものか判断できること、それにもかかわらず、一覧図の記載が戸除籍等一式に比べて法定相続情報を一見して理解しやすく、法定相続情報を証明する書面として通用しやすいことなどからすれば、その正確性を担保する要請が現在よりも強くなるとも考えられる。

よって、このような観点から、提出を求める裏付資料や証明書自体に有効期限を設ける必要がないかについて、更に検討すべきと考える。

また、先行する申出について、申出人自身からの訂正・変更等の申出手続のほか、他の申出権者からの訂正・変更、写しの交付の差止めの申出手続、訂正・変更等を検討すべき事態が発生した場合の申出人への通知制度などについても検討すべきである。

3 本改正案が示す本制度の制度設計上の問題点について

- (1) 本改正案で示された本制度には、本制度をより利用しやすくし、相続登記促進の効果を上げ、更に各種の相続手続においても活用し得るようにするために、改善や更なる検討を要する事項があることは、前記第2で指摘したと

おりである。

しかし、そもそも相続登記が進まない理由は、不動産の相続登記について、預貯金の払戻し等ほど喫緊の必要性が感じられないことが多いこと、不動産の財産的価値が登記手続や遺産分割協議等の手間や費用をかけるだけのコストに見合わない場合があること、相続登記の申請義務がないこと、相続は包括承継であることから登記がなくても対抗できると解されていること、登記制度等に対する国民の法教育がされる機会がないことなど、複数の要因があり、本制度は、その要因の一部に対応するものにすぎない。

よって、相続登記の促進については、これら諸要因も視野に入れて総合的に考慮した解決策が検討されるべきである。

(2) 相続手続において法定相続情報一覧図の写しが利用される機関には、保険会社等の金融機関、裁判所、さらには陸運局など多様な機関が想定されるが、法定相続情報一覧図の記載事項をどのように設定するかによって、各機関が相続手続のために提出を求める資料のうち、どの資料に代えられるのかが変わり得る。すると、法定相続情報一覧図の記載によっては、相続手続において改めて戸除籍等の収集・提出を余儀なくされ、市民にとっての本制度の利用価値が大幅に減殺されることになりかねない。

よって、法務省令である不動産登記規則によって本制度を創設するとしても、本制度が広く相続手続において有効に活用されるよう、法定相続情報一覧図の記載と各種の相続手続における必要資料との関係等、本制度の利用場面を見据えた制度設計について、適宜、法務省以外の省庁や、その所管する関係機関等とも調整の上、それらの協力や理解を得ていくことが望まれる。

以上